

(* 重要事項説明書 付属文書)

サービス利用料金表(短期・予防)

① 介護保険給付対象サービス

介護度に応じたサービス利用料金のうち、「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者の負担割合」

に応じた額がご利用者負担となります。

利用者負担割合 1割 の場合

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単位(1日当り)	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
利用者負担額(1日当り)	588 円	729 円	782 円	857 円	941 円	1,019 円	1,096 円

利用者負担割合 2割 の場合

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単位(1日当り)	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
利用者負担額(1日当り)	1,175 円	1,457 円	1,563 円	1,714 円	1,881 円	2,038 円	2,192 円

利用者負担割合 3割 の場合

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単位(1日当り)	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
利用者負担額(1日当り)	1,762 円	2,185 円	2,345 円	2,571 円	2,821 円	3,057 円	3,287 円

利用者負担割合 10割 の場合

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単位(1日当り)	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
利用者負担額(1日当り)	5,872 円	7,282 円	7,815 円	8,570 円	9,402 円	10,190 円	10,956 円

② 加算

加算項目	1日当り (単位)	利用者負担日額(円)			内容説明
		1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制加算 (Ⅰ) *	4	5	9	14	常勤の看護師を介護老人福祉施設とは別に1名以上配置していること。
看護体制加算 (Ⅱ) *	8	9	18	27	看護職員を利用者25人に対して1人以上配置している場合で、看護職員により24時間の連絡体制を確保していること。
看護体制加算 (Ⅲ) *	12	14	27	40	看護体制加算(Ⅰ)の算定要件をみたしており、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合。
看護体制加算 (Ⅳ) *	23	26	52	77	看護体制加算(Ⅱ)の算定要件をみたしており、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合。
夜勤職員配置 加算(Ⅱ) *	18	20	40	60	夜勤職員を人員基準より1人以上多く配置している場合 ・見守り機器を導入した場合、夜勤職員を人員基準より0.9人以上多く配置し、利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者数の10%以上に設置している場合。
夜勤職員配置 加算(Ⅳ) *	20	23	45	67	夜勤職員配置加算(Ⅱ)の要件を満たし、夜間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	100	111	222	333 月	・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

(* 重要事項説明書 付属文書)

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	12	23	34	月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
機能訓練体制加算	12	14	27	40		常勤の理学療法士等による機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練が行われている場合。
個別機能訓練加算	56	63	125	187		専従の機能訓練指導員を1名配置した上で、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員が機能訓練を適切に提供すること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	25	49	74		介護職員のうち介護福祉士の占める割合が80%以上で、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置され、サービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合。※サービス提供体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の併算不可。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	40	60		介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60%以上である場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7	14	20		介護福祉士の占める割合が50%以上、常勤の看護・介護職員が75%以上、もしくは勤続7年以上の介護職員が30%以上配置されている場合。
送迎加算(片道)	184	205	409	613	回	利用者の居宅と事業者間の送迎を行った場合。片道ごと1回当りの費用。
療養食加算	8	9	18	27	回	<p>食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、適切な栄養量・内容の食事の提供を行い、厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合、1回につき加算されます。(1日につき3回を限度とする)</p> <p>【厚生労働大臣が定める特別な食事】:糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、臓臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食。</p>
口腔連携強化加算 *	50	56	111	167	回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従事者が口腔健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定。 ・事業所は利用者の口腔健康状態に係る評価を行うに当たって、新r表報酬の歯科点数表区分C000に掲げる歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
若年性利用者受入加算	120	134	267	400		若年性認知症の利用者に対して、対象者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合。
医療連携強化加算 *	58	65	129	194		看護体制加算(Ⅱ)か(Ⅳ)を算定している場合で、医療処置の必要な利用者に対して、緊急時の医療機関を定めるなど必要な要件を満たした場合。
看取り連携体制加算 *	64	72	143	214		<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当すること。 (1)看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イもしくはロを算定していること。 (2)看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イもしくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーションもしくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ・* 死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度とする。
緊急短期入所受入加算 *	90	100	200	300		居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とする。

(* 重要事項説明書 付属文書)

短期生活連続 30日超利用減算 *	△30	△33	△66	△98	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護を利用した場合に減算される。
短期生活連続 61日超利用減算	△32	△35	△70	△105	連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護を利用した場合に減算される。
	△34 (要介護1)	△37	△74	△111	
認知症専門 ケア加算(Ⅰ) *	3	4	7	10	下記のいずれにも適合する場合。 (イ) 利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が1/2以上。 (ロ) 認知症についての専門的な研修の修了者が加算要件の数を満たしていること。
認知症専門 ケア加算(Ⅱ) *	4	5	9	14	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件のほかに、認知症介護の指導に係る研修の修了者が1名以上おり、施設において、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従って研修を実施している場合。

介護予防ご利用者においては、「*」の加算については、対象外となります。

上記の加算一覧から個別に算定し徴収となります。

③ 処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

(上記の①介護サービス単位+②各種加算単位)×14.0%×11.1により算出した費用を負担割合に応じてご負担いただきます。

④ 居住費・食費の負担額

施設が定める居住費の日額は2,860円となります。また、施設が定める食費の日額は、1,850円となります。

(食費内訳: 朝食410円、昼食770円、夕食670円)

「負担限度額認定証」は、第1段階から第3段階に該当する人の申請により交付されます。

収入の低い方の居住費や食費は、所得の状況に応じて決められている段階によって、負担の上限額(負担限度額)が決まっています。下の表の第1段階から第3段階までに該当する方は、それぞれの段階ごとに決まっている、1日あたりの居住費や食費を施設にお支払いいただきます。

支払の際に「負担限度額認定証」の提示が必要です。

利用者負担	対 象 者	居住費(円/日)	食費(円/日)
第1段階	○市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 ○生活保護を受給されている方	880	300
第2段階	○市民税非課税世帯の方で合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下の方	880	600
第3段階 ①	○市民税非課税世帯の方で合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円超120万以下	1,370	1,000
第3段階 ②	○市民税非課税世帯の方で合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円超の方	1,370	1,300
第4段階	○上記以外の方	2,860	1,850

※ 1 上記金額は、1日あたりの利用料金です。

※ 2 居住費、食費は、各要介護度も同一料金が適用になります。

※ 3 利用者負担段階第4段階の方は、居住費・食費の負担が軽減されませんが、高齢夫婦世帯などにおいて夫婦どちらかが施設に入所して居住費・食費を負担した結果、生計が困難になるなど、一定の要件を満たした場合には、利用者負担限度額が第3段階に変更されます。

⑤ 食事のキャンセル料

ご利用者または、ご家族の都合でサービスを中止する場合は、発注済みの食材料費をご請求いたします。

⑥ その他下記サービスは、全額利用者負担になります。

1日ごとにお支払いいただくサービス

(* 重要事項説明書 付属文書)

サービス区分		利用料金
電気代	8円/日	ご利用者が持ち込んだテレビの電気代
電気代	12円/日	ご利用者が持ち込んだ冷蔵庫の電気代
レンタルテレビ	40円/日	ご利用者の希望により提供した場合
事務手数料・預り金等および立替金管理費	60円/日	「預り金等および立替金取扱い依頼書」を提出された方で、ご利用者又は、その代理人の希望により立替払をした該当利用期間のみお支払いいただきます。
居住維持費	13,000円/日	ご利用期間終了後(正当な理由なく)残置物が残され、明け渡しがない場合に頂きます。

1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

サービス区分	サービス料金	サービス概要
美容代	実 費	ご利用者の希望により提供した場合
私物の洗濯費	実 費	ご利用者の希望によりクリーニングに出した場合
お出掛け費用	実 費	ご利用者の希望による外出往復交通費実費
行事食	実 費	ご利用者の希望により提供した場合
行事代	実 費	ご利用者の希望により行事参加にかかった飲食代等の実費
複写物の交付	10円/枚	複写物(白黒コピー)などを提供した場合
健康管理費	実 費	希望に基づくインフルエンザ予防接種等
その他の日常生活費 (クラブ活動費)	書道クラブ 実費 円/回	ご利用者の希望により参加された場合
	生け花クラブ 実費 円/回	ご利用者の希望により参加された場合
	手芸クラブ 実費 円/回	ご利用者の希望により参加された場合
	音楽クラブ 実費 円/回	ご利用者の希望により参加された場合
	もももクラブ 実費 円/回	ご利用者の希望により参加された場合
	囲碁将棋麻雀クラブ 実費 円/回	ご利用者の希望により参加された場合
その他の日常生活費 (日用品等)	歯ブラシ 実費 円/回	ご利用者の希望により提供した場合
	電話代 10 円/回	ご利用者の希望により施設の電話を使用した場合
	写真代 30 円/枚	ご利用者の希望により写真(L版)を提供した場合

令和 年 月 日

説明者 生活相談員

本書面のサービス料金表に基づいて事業者から説明を受け、本書面の交付を受け、料金表の内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

立替金	実費	「預り金等および立替金取扱い依頼書」を提出された方のみがご利用できます。
医療費(立替)	実費	ご利用者の医療機関受診費用のうち、施設が立替払いを行った場合に記載されます。「預り金および立替金取扱い依頼書」の提出は必要ありません。